

市の中小企業振興施策について

第6次小樽市総合計画に基づく施策の体系・内容

工業・企業立地	地場企業の経営基盤の強化	経営基盤強化事業	<ul style="list-style-type: none"> ●市内中小企業者の経営安定化や設備近代化のため、金融機関との協調融資や経営相談などを実施 ●H30.7.3「中小企業振興基本条例」施行。条例に基づく「中小企業振興会議」設置
		組織強化事業	<ul style="list-style-type: none"> ●中小企業者の育成振興、経営基盤強化、組織化事業等を実施する小樽商工会議所などに対し支援
		起業及び人材育成支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ●関係機関との連携のもと創業支援を行うとともに、中心商店街や市場などの空き店舗に出展する新規起業家に対し、店舗家賃や内外装工事費の一部を補助
	ものづくり産業の活性化と競争力強化	ものづくり産業活性化推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ●新技術・新製品開発費用の一部を助成 ●展示商談会「ビジネスEXPO」などへの出展に対する支援 ●硝子の街小樽のブランド化を図る「小樽がらす市」の開催 ●市内小学生の卒業記念として硝子の製作体験を実施
		異業種交流推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ●異業種企業間の情報交換やセミナー開催、組織強化などを支援
	地場製品の販路拡大と新たな市場開拓	地場産品ブランド化推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ●品評会等で評価を受けた商品や技術を市HPにおいて情報発信
		小樽ブランド販路拡大推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ●道内外の百貨店などでの物産展や商談会の開催と支援 ●首都圏アンテナショップの展開 ●北海道や北海道貿易物産振興会等との北海道の物産と観光展 ●札幌市内での物産と観光フェア ●道外への販路拡大のため首都圏大規模展示商談会に出展
		東アジア等対外経済交流事業	<ul style="list-style-type: none"> ●海外での市場調査や商談会の実施(H29からベトナム事業実施) ●市内企業の海外販路拡大に要する費用の一部を補助 ●札幌市等との連携による商談会・展示会への出展機会創出
	企業誘致活動の強化	企業立地優遇制度	<ul style="list-style-type: none"> ●新增築した工場などの建物や償却資産等に対する固定資産税・都市計画税の課税免除による企業立地促進
		企業立地推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ●企業訪問の実施や産業展への出展、市HP等における情報発信 ●立地意向を調査する設備動向調査の実施 ●東京事務所企業誘致推進員を配置 ●石狩湾新港地域への立地推進のため組織する協議会負担金 ●IT関連企業等の進出に対する費用の一部を補助
雇用・労働	雇用の場の確保	雇用機会創出事業	<ul style="list-style-type: none"> ●企業誘致や地場企業の活性化による雇用の場の創出
	就業の支援	若年者就業支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ●新規卒卒者など若年労働者の地元定着を図るため、企業説明会や就職活動の実践力向上事業を実施
		高齢者就業支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者の就業機会や社会参加促進を図るため、シルバー人材センターを支援 ●定年延長、継続雇用、定年制廃止制度の周知
		季節労働者通年雇用促進事業	<ul style="list-style-type: none"> ●季節労働者の雇用促進のため、季節労働者通年雇用促進協議会を支援
		女性、障がい者、IJUターン希望者への就業支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ●各種労働関係制度などの周知・啓発活動や関係機関との連携による就業情報の提供
	職業能力などの開発・向上	職業能力等開発・向上事業	<ul style="list-style-type: none"> ●事業内職業訓練センターを活用した各種技能の向上 ●市内の優良技能者を表彰
労働環境の整備	労働環境整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ●職場環境や労働条件の改善を目的とした周知・啓発 ●市内事業所の福利厚生充実を図るため勤労者共済会を支援 	
商業	小売業の振興	商店街にぎわいづくり支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ●中心市街地活性化や活力ある商店街の形成を目的に、商店街団体が独自に企画・実施する事業に対し支援
		小売業経営基盤強化支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ●小売業の経営基盤を強化するため、アドバイザー派遣や空き店舗を利用する新規商業起業家への支援などを実施
	卸売業の振興	卸売業振興事業	<ul style="list-style-type: none"> ●卸売業者に対する金融機関との協調融資や経営相談などを実施 ●流通構造の変化に対応するため、人材の育成支援などを実施
	卸売市場の機能充実	卸売市場機能強化事業	<ul style="list-style-type: none"> ●水産物や青果市場の修繕や設備の維持補修

主な取組について（平成 30 年度）

※予算額：平成 30 年度

1 市制度融資

金融機関に資金を預託することにより、市内において事業を営んでいる中小企業者等の低利や長期の資金調達を可能とし、設備の近代化や経営の安定、健全化を推進

①中小企業設備近代化合理化資金貸付金（予算額 294,013 千円）

	融資対象	融資額
設備総合資金	設備（機械、装置、特殊車両等）を購入する方など	設備 1 億円以内
商店街グレードアップ資金	商店街を活性化するため、近代化事業を行う市内の商店街団体	設備 1 億 5,000 万円以内 (所要金額の 80%以内)

②中小企業経営安定健全化資金貸付金（予算額 1,996,709 千円）

	融資対象	融資額
中小企業特別資金（マルチル資金）	仕入れ資金や買掛金の決済、車両、備品等の購入等各種事業資金が必要な方	運転 3,000 万円以内 設備 3,000 万円以内
経営安定短期特別資金	一時的な仕入れや決済などのために短期の運転資金が必要な方	運転 1,000 万円以内

2 起業・創業支援

①商業起業家定住促進事業費（予算額 2,500 千円）

中心商店街や市場の空き店舗に出店する新規商業起業家の研修費用及び店舗家賃の一部を助成

	内容	補助率	限度額
研修費助成	研修受講にかかる受講料及び旅費を助成	2/3	3 万円（助成金申請のための受講分 1 回に限る）
家賃助成	店舗家賃を助成	2/3	月額 5 万円（家賃の支払 1 年分まで）

②空き店舗対策支援事業費（予算額 450 千円）

中心商店街や市場の空き店舗に出店する既存事業者の店舗家賃の一部を助成

	内容	補助率	限度額
	店舗家賃を助成	1/2	月額 5 万円（家賃の支払 6 か月分まで）

③創業支援事業費（予算額 15,000 千円）

市内で新たに創業する方に対し、創業に係る内外装工事費などの費用の一部を補助

	内容	補助率	限度額
事務所等家賃補助	創業後の事務所・店舗等の賃借料を補助	1/2	月額 5 万円（補助期間は賃借料の支払 6 か月分まで）
利子補給	創業初期の融資返済額の中の利子分を補助	—	合計 10 万円（補助期間は利子の支払 12 回まで）
内外装工事費補助	創業にあたり事務所・店舗等の内外装工事費を補助	1/2	100 万円 ※工事は市内業者に限定

3 ものづくり産業の活性化

①ものづくり市場開拓支援事業費（予算額 680 千円）

道内最大規模の展示商談会「ビジネス EXPO」に産学官連携で出展し、市内企業の高い技術力を P R することにより販路開拓を支援

②技術開発促進事業費（予算額 500 千円）

地域産業の振興に寄与すると認められる優れた新技術・新製品を表彰し、開発費用の一部を助成するとともに、当該新技術及び新製品の P R のため展示商談会への出展を支援

③「生産性向上特別措置法」（平成 30 年 6 月 6 日施行）に基づく取組

中小企業の生産性革命の実現のため、市町村の認定を受けた中小企業の設備投資を支援する法であり、本市は「導入促進基本計画」を策定。「先端設備等導入計画」の市の認定を受けた中小企業者は、計画に基づき取得した機械・設備等に対する 3 年間の固定資産税特例があるほか、国の「ものづくり・サービス補助金」等の補助金において、優先採択（採択審査時の加点）がある

④小樽がらす市実行委員会補助金（予算額 700 千円）

全国からガラス工房等が集結したガラス製品の展示販売や製作体験を行う「小樽がらす市」を開催し、「硝子の街 小樽」のブランド向上や地産地消による地域経済の振興を図る

⑤地場産品導入促進事業費（予算額 2,000 千円）

市内小学生の卒業記念として市内硝子工房での吹きガラス技法によるガラスの製作体験を行い、子どもたちに地場産業やガラスの性質についての学びの場を提供することにより、地域資源であるガラス製品の周知と活用促進を図る

4 国内への販路拡大

(1)物産展への出展支援等

全国各地の百貨店等で開催される小樽単独あるいは小樽製品の売上が大きい物産展等への参加や、札幌市内での「小樽の物産と観光フェア」の開催、道外百貨店等のバイヤーを招いた商談会の開催等により、小樽製品の販路拡大や商圈の確立・強化、小樽ブランドの認知度向上を図るため、小樽観光の P R と併せ実施

①小樽ブランド販路拡大推進事業費（予算額 700 千円）

②北海道の物産と観光展負担金（予算額 700 千円）

③地域経済交流促進事業費補助金（予算額 300 千円）

④物産協会補助金（予算額 3,300 千円）

⑤小樽産品商品力・販売力向上事業費（予算額 6,000 千円）

(2)展示商談会への出展支援

小樽製品の北海道外への販路拡大を支援するため、商品開発力や商談スキルの向上を図る相談会を実施するほか、首都圏で開催される大規模展示商談会に出展

①「小樽産品」販路拡大支援事業費（予算額 3,700 千円）

5 海外への販路拡大

海外への販路拡大を目的とした商談会・展示会等への出展費用を補助するほか、海外マーケットの市場調査等を実施。H30 年度は、ベトナムにおいて現地企業との商談事業を実施

①海外販路拡大支援事業費（予算額 3,650 千円）

・商談会、展示会等の出展の費用補助

対象費用	補助率	限度額
出展料、什器等のレンタル料、資材等の輸送料、通訳料、外国語版パンフレット等の製作費、航空賃及び宿泊料等	対象費用の 1/2 以内	15 万円

6 企業立地の推進

①企業誘致促進事業費（予算額 2,000 千円）

首都圏での産業展出展による企業立地PR活動や企業訪問を実施するほか、東京事務所に企業誘致推進員を配置し、首都圏企業の情報収集や企業訪問等を実施

②企業立地優遇制度（小樽市企業立地促進条例）

企業立地を促進するため、工場等を新設し操業を開始した場合、又は既存の工場等を増設し引き続き操業を継続する場合に、固定資産税及び都市計画税を3年間免除

・対象となる施設 工場等（製造、物流、学術・開発研究、情報サービス、エネルギーの各関連施設）

区分	対象となる要件		課税免除内容		
	適用	取得価格	固定資産税等	期間等	
新設	ア	市内に新たに工場等を設置する場合において、新たな建物及び償却資産の設置を行うとき	建物・償却資産 5,000万円超 (土地を除く)	建物（家屋） 土地 償却資産	3年間 100%
	イ	市内に新たに既存の建物（中古）を取得し当該建物を工場等として設置する場合において、新たな償却資産の設置を行うとき	償却資産 3,000万円超 (既存部を除く)	償却資産	3年間 50%
増設	ア	市内に工場等を設置している者が、当該工場等の敷地である土地において、工場等として建物の増築及び新たな償却資産の設置を行う場合	建物・償却資産 3,000万円超 (土地を除く) (既存部を除く)	建物（家屋） 土地 償却資産	3年間 100%
	イ	市内に工場等を設置している者が、当該工場等の償却資産の拡充又は更新を行う場合（同一工場等につき1社1回限り）。 ※取得価格が5億円を超える増設については複数回の利用可能	償却資産 3,000万円超 (既存部を除く)	償却資産	3年間 50%

③IT関連企業等誘致促進補助金

市内中心部での雇用創出及び市内居住促進のため、市外からのIT関連企業等の進出を対象に、施設改修費用やランニングコスト等の一部を補助

対象となる地域	市内中心部（指定地域あり）
対象となる業種	デジタルコンテンツ事業、システムインテグレーション事業、デザイン業（Web制作等）、アプリケーション・サービス・プロバイダー（ASP）事業、情報提供サービス業、情報処理サービス業、ソフトウェア業、コールセンター業、データセンター業
補助内容	施設改修費、施設維持管理費、雇用奨励金、開設前研修費

7 実践型地域雇用創造事業

地域雇用開発促進法により策定した「小樽市地域雇用創造計画」に基づき、「小樽地域雇用創造協議会」が厚生労働省の「実践型地域雇用創造事業」を活用し、企業活動の活性化を通じた雇用創出を目指す事業として、各種セミナー開催や商品開発、販路拡大などの取組を実施。労働者のスキルや企業の生産性向上を通じて、良質で安定的な雇用を目指すもの

①雇用拡大メニュー（事業主向けセミナー）

新規創業、新分野への進出、魅力ある職場づくりなど地域における雇用機会の拡大

- 1)経営力・財務力向上や持続的企業経営に資するセミナー
- 2)食や観光の商品開発等に資するセミナー
- 3)創業フォローアップセミナー
- 4)実践メニュー成果物公開セミナー

②人材育成メニュー（求職者向けセミナー）

地域の人材ニーズ等を踏まえた地域求職者の能力開発や人材育成

- 1)創業支援セミナー
- 2)食関連産業で求められる人材育成講座
- 3)観光関連産業で求められる人材育成講座

③就職促進メニュー

①②のメニューを利用した事業主・求職者を対象とした就職促進

- 1)就職マッチング事業（市内、市外）
- 2)就職情報発信事業

④雇用創出実践メニュー

地域の産業及び経済の活性化等に資する事業の実施による波及的な雇用機会の増大

- 1)地域の“飲”と“食”を活かした観光事業（着地型観光商品の開発、飲料に合ったメニュー開発）
- 2)地域特性に応じた商品開発・販路拡大事業（カタログや水産加工品、菓子などの商品開発）

8 就業支援

①労働者地元定着事業費（予算額 200 千円）

新規高卒者の地元定着を図るため、市内企業の説明会や見学会、就職ガイダンス等を開催するほか、賃金・労働条件を把握する労働実態調査を実施

②高校生就職スキルアップ支援事業費（予算額 2,600 千円）

主に高校 1・2 年生を対象に、市内企業への定着を図るため、就活セミナーや企業見学会、インターンシップなど、就職活動の実践能力向上事業を実施

9 商店街のにぎわいづくり支援

①にぎわう商店街づくり支援事業費（予算額 5,400 千円）

中心商店街におけるにぎわい創出や魅力の向上に資する事業を実施する小樽市商店街振興組合連合会に加盟する商店街に対する支援

内容	助成率	限度額
商店街が新たに取り組む事業又は既存の事業内容を拡大し、若しくは発展する事業	事業に要した経費の 1/2 以内	60 万円

②商店街活性化支援事業費（予算額 2,000 千円）

商店街団体等が開催する集客イベントや、商店街の魅力向上のための宣伝事業などに対する支援

	内容	助成率	限度額
催事・宣伝等事業	活力ある商店街の形成を図るため、イベントや宣伝事業などを行うとき	事業に要した経費の 1/2 以内	20 万円 ※対象経費が 100 万円未満の場合は限度額 10 万円
アドバイザー派遣事業	活性化計画策定等を行うため、専門家の派遣指導を受けるとき	事業に要した経費の 1/2 以内	5 万円